

一般競争入札に関する質問・回答

提出日：令和7年1月6日

回答日	令和 7年 1月 16日
開札日	令和 7年 2月 18日
業務名	令和7～11年度 下水道等処理施設維持管理業務（高森町）
業務箇所名	下伊那郡高森町下市田 3929 番地 1 高森町終末処理場他3施設
回答者	(公財)長野県下水道公社

質問	回答
<p>●契約書（案）</p> <p>①、第2条(2) 浄化槽法が入っておりませんが確認をお願いします</p> <p>②、第2条(3) 過去の実績根拠を開示ください（性能評価の管理基準となる重要な内容なので）</p>	<p>水質汚濁防止法が適用となります。</p> <p>令和5年度実績 （公共下水道） BOD(mg/l) 平均 2.1 最大 3.6 SS(mg/l) 平均 2 最大 3 大腸菌群数(個/cm3) 平均 50 最大 420 残留塩素(mg/l) 平均 0.1 最大 0.1 最小 <0.1 脱水ケーキ含水率(%) 平均 80.7 最大 82.0 最小 79.5 敷地境界臭気指数 <10</p> <p>（新田） BOD(mg/l) 平均 5.0 最大 14 SS(mg/l) 平均 3 最大 6 大腸菌群数(個/cm3) 平均 1 最大 2 残留塩素(mg/l) 平均 0.2 最大 0.2 最小 0.2 濃縮汚泥濃度 (%) 平均 2.05 最大 2.3 最小 1.9</p> <p>（牛牧1） BOD(mg/l) 平均 1.7 最大 3.1 SS(mg/l) 平均 3 最大 6 大腸菌群数(個/cm3) 平均 4 最大 8 残留塩素(mg/l) 平均 0.1 最大 0.1 最小 0.1</p>

<p>③、第 14 条 施設機能報告書はいつ配布されるのでしょうか 牛牧処理場 JARUS(XI)回分での上澄水排出装置が故障しており性能基準に大きく関わってくるのでどの様にお考えでしょうか</p> <p>④、第 17 条 別紙 2 にある流入基準は要求水準書の別表 1 各施設概要と異なりますが良いのでしょうか</p> <p>⑤、第 18 条 別紙 3 農集排放流水質基準について要求水準書の別表 1 施設概要と異なりますが良いのでしょうか</p> <p>⑥、第 19 条 農集排の水質検査項目に BOD はありませんが対象外でしょうか</p> <p>●要求水準書</p> <p>①、第 10 条(7) 週 2 回の巡回点検とあるが農集排は週 1 回で良いのでしょうか</p> <p>②、第 20 条 統一とした服装とありますが JV の場合公共下水道と農集排とで分けて統一とした服装でもよいのでしょうか</p>	<p>濃縮汚泥濃度 (%) 平均 2.0 最大 2.2 最小 1.9</p> <p>(牛牧 2) BOD(mg/l) 平均 2.2 最大 4.4 SS(mg/l) 平均 5 最大 7 大腸菌群数(個/cm3) 平均 4 最大 8 残留塩素(mg/l) 平均 0.1 最大 0.1 最小 0.1 濃縮汚泥濃度 (%) 平均 2.1 最大 2.5 最小 1.9</p> <p>(出原) BOD(mg/l) 平均 2.4 最大 4.0 SS(mg/l) 平均 2 最大 4 大腸菌群数(個/cm3) 平均 1 最大 2 残留塩素(mg/l) 平均 0.1 最大 0.1 最小 0.1 濃縮汚泥濃度 (%) 平均 1.8 最大 2.1 最小 1.7</p> <p>契約書第 14 条のとおりです。</p> <p>牛牧処理場 JARUS(XI)回分での上澄水排出装置の故障に起因する性能基準未達に関しては、ペナルティーの対象外とします。</p> <p>別紙 2 にある流入基準は下水道排除基準、要求水準書の別表 1 は計画流入水質となります。</p> <p>別紙 3 1 (1) は法律上の基準、要求水準書の別表 1 は施設設計上の計画値となります。</p> <p>委託者から別発注するため対象外とします。</p> <p>お見込みのとおりです。</p> <p>お見込みのとおりです。</p>
---	--

<p>③、別表 11 潤滑油脂の交換で少量の具体的な数量と※1 はどちらが優先的でしょうか</p>	<p>協議によりますが、※1 を優先します。</p>
<p>④、別表 12 パックテスト COD (農集排分) が入っておりませんがどの様な扱いになるのか</p>	<p>委託者から支給します。</p>
<p>⑤、別表 14 農集排の水質試験で BOD や SS が含まれておりませんがどの様な方法でお考えでしょうか</p>	<p>委託者が実施します。</p>